

寄附金を支出された個人の皆様へ

～ 個人住民税の寄附金税額控除についてのお知らせ～

平成 22 年 1 月  
京 都 府

1 寄附金税額控除を受けるためには、確定申告等が必要です。

個人府民税の寄附金税額控除を受けるためには、寄附をした翌年の 3 月 15 日までに所得税の確定申告をする必要があります。確定申告をすることで、所得税の寄附金控除と個人府民税の寄附金税額控除の両方を受けることができます。

また、寄附をされた翌年の 1 月 1 日にお住まいの市区町村でも寄附金が指定されている場合は、個人市町村民税の税額控除も併せて受けることができます。

なお、所得税の確定申告をされずに、個人住民税の寄附金税額控除のみを受けようとする場合には、寄附をした翌年の 1 月 1 日にお住まいの市区町村への申告によることができます。ただし、この場合には、所得税の寄附金控除は受けられません。

個人住民税とは、個人府民税（税率 4 %）と個人市町村民税（税率 6 %）を合わせたものです。

2 申告に当たっては、寄附をされた際に受け取った寄附金受領証明書等が必要です。

確定申告を行うには、寄附をされた際に受け取った寄附金受領証明書を添付する必要がありますので、大切に保管しておいてください。

また、一定の特定公益増進法人に対して寄附をされた場合には、寄附金受領証明書に併せて「特定公益増進法人である旨の証明書」の写しを添付する必要があります。

3 寄附をされた翌年の 1 月 1 日に京都府にお住まいであれば、京都府で寄附金税額控除を受けることができます。

寄附をされた時点で京都府にお住まいではない場合でも、寄附をされた翌年の 1 月 1 日に京都府内にお住まいの方は、個人府民税からの寄附金税額控除を受けることができます。

一方、寄附をされた翌年の 1 月 1 日前に京都府外へ転出された方は、転出先の都道府県において当該法人に対する寄附金が条例指定されていなければ、個人都道府県民税からの寄附金税額控除を受けることができません。

4 個人市町村民税の寄附金税額控除の対象となる寄附金については、お住まいの市町村にお問い合わせください。

個人府民税・個人市町村民税は各市町村で課税・徴収を行っていますが、寄附金税額控除の対象となる寄附金は、府・市町村がそれぞれ条例で指定しています。（指定していない市町村もあります。）

個人市町村民税から税額控除の対象となる寄附金については、お住まいの市町村税務担当課にお問い合わせください。

制度の概要については、次頁をご参照ください。

# 個人府民税の条例指定寄附金税額控除制度の概要

## 1 個人住民税の寄附金控除制度とは？

一定の団体に個人が寄付をした場合、申告を行うことで個人住民税の一定の額が税額から控除される制度です。平成 20 年度の税制改正に伴い、寄附金控除の対象が広がりました。

## 2 条例指定で寄附金控除の対象がどのように広がったのですか？

改正前の 都道府県・市区町村 住所地の都道府県共同募金会 住所地の日本赤十字社に対する寄附金に加え、所得税の寄附金控除対象の中から都道府県・市区町村が条例により指定した寄附金について、個人住民税の寄附金税額控除が受けられることとなりました。

## 3 個人府民税の条例指定に伴う控除対象寄附金はどうなっていますか？

京都府では、所得税の控除対象寄附金のうち、次の寄附金を個人府民税からの税額控除の対象となる寄附金として指定しています。

< 京都府が条例指定した寄附金 >

- (1) 公益法人などに対する寄附金で一定の要件を満たすものとして、財務大臣が指定したもの（所得税法第 78 条第 2 項第 2 号）
- (2) 特定公益増進法人（例： 公益社団・財団法人、学校法人、社会福祉法人など）に対する寄附金（所得税法第 78 条第 2 項第 3 号）  
学校法人に対する寄附金は、学校の入学に関して支出した寄附金は除く。
- (3) 国税庁長官の認定を受けた NPO 法人（NPO 認定法人）に対する寄附金（租税特別措置法第 41 条の 18 の 3 ）  
上記(1)～(3)のうち、平成 21 年 1 月 1 日以降に行った京都府に主たる事務所を有する法人又は団体に対する寄附金が、個人府民税からの税額控除の対象となります。
- (4) その他府民の福祉の増進に寄与するものとして知事が指定した寄附金  
平成 21 年 12 月 31 日現在指定無し

## 4 どのような控除が受けられますか？

(寄附金額 - 5,000 円) × 4% に相当する金額が個人府民税から控除されます。

寄附を行った翌年度（1～3 月については翌々年度）の個人府民税から（税額）控除されます。

当該寄附金が住所地の市区町村が指定した控除対象寄附金にも該当する場合、別途、個人市町村民税額から（寄附金額 - 5,000 円）× 6% に相当する金額が控除されます。

寄附金税額控除が受けられる上限額は、都道府県・市区町村に対する寄附金等と併せて、総所得金額等の 30% までとなります。

## 5 控除を受けるためには、どんな手続が必要ですか？

個人府民税からの寄附金税額控除を受けるためには、寄附をされた方からの申告が必要となります。

- (1) 対象団体へ寄附
- (2) 寄附先から寄附金受領証明書等を受け取ります。
- (3) 1 月 1 日～12 月 31 日までにを行った寄附金について、翌年の 3 月 15 日までに、最寄りの税務署に所得税の確定申告を行います。

個人住民税の控除のみの適用を受けようとする場合は、所得税の確定申告の代わりに住所地の市区町村に申告します。この場合、所得税の控除は受けられません。

問い合わせ先

京都府総務部税務課管理担当

電話：075-414-4431